平成２３年（フ）第１４８８号
福岡県糸島市前原西４丁目11番17号　108
債務者　田中チエ子
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５０４号
福岡市西区福重５丁目10番30－１号
債務者　山口かね子（旧姓芹田）
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５２２号
福岡県朝倉郡筑前町篠隈226番地14
債務者　江口　雅和
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５２３号
福岡県朝倉郡筑前町篠隈226番地14
債務者　江口　京子
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５４１号
福岡市博多区諸岡３丁目６番11―1006号
債務者　阿部麻由子
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５４４号
福岡市博多区相生町３丁目５番２号
債務者　益田　和弘
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５４５号
福岡市博多区相生町３丁目５番２号
債務者　益田テルヨ
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５４８号
福岡市博多区住吉５丁目24番１―102号
債務者　森　　英一
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５４９号
福岡県春日市昇町３丁目121番地１アメニティ春日505号
債務者　西村　　豊
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５６１号
福岡市南区南大橋１丁目20番11号
債務者　世良　郁子（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５６４号
福岡県春日市泉４丁目90番地カルテットコーポ101号
債務者　上別府博美（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５７３号
福岡市東区箱崎５丁目７番19号
債務者　友納　正利
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５７６号
福岡市城南区鳥飼７丁目35番502号
債務者　山下　信義
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５８２号
福岡市南区大平寺１丁目51番８―101号
債務者　岩元かおり（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５８４号
福岡県直方市大字感田2202番地７
債務者　永島　由美
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５９４号
福岡市博多区千代１丁目１番42―708号
債務者　中鳥　洋一
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５９８号
福岡県筑紫郡那珂川町恵子２丁目１番11号
債務者　西山　　博
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５９９号
福岡県筑紫郡那珂川町恵子２丁目１番11号
債務者　西山　正子
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６１１号
福岡市南区大楠２丁目８―19―405
債務者　三坂美由紀
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部